

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先法人名称及び法人番号 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|--------------------|--------------|-------------------|---|--|-------------------|---------|---------------|---|---------|
| | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | | 継続支出の有無 |
| 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク | 脳死下臓器提供の費用配分 | 13,698,160 | - | H27.4.30 H27.5.29 H27.6.30 H28.1.29 H28.2.29 H28.3.31 | - | 公社 | 国所管 | 問題なし (実施する業者は日本臓器移植ネットワークのみであることを確認) | 有 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。